

○ 財務省令平成二年五月二十五日を以て次の一月十日より告示第十一号に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第十三号）第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する。

一 発行省令平成二年五月二十五日を以て次の一月十日より告示第十一号に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第十三号）第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する。

二 法律の発行省令平成二年五月二十五日を以て次の一月十日より告示第十一号に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第十三号）第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する。

三 振替法の適用省令平成二年五月二十五日を以て次の一月十日より告示第十一号に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第十三号）第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する。

四 発行方法の適用省令平成二年五月二十五日を以て次の一月十日より告示第十一号に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第十三号）第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する。

競争とて価のし定めあ争う札価振の以律社第関図財十利
争す得格決、めつ入入。へ格替適下（平成十三年法律第二百四十四条の規定による）
入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」
札札もれ募を格れ、と發によ「振替法」
と發のる入受競た価同時「振替法」
同行に価額け争利時「よ格にた入率競にと行
にとるをよ各札を争行い「振替法」
行い發そり申にそ札れ。下入行とと。
わう行の加込おのにる、「札わすしし。
れ。（發重みいのによる、札格格とる。
る、以下価均応募率い札格格とる。そ規
札格非格し募入とて競競い入の定

六

イ
イ
發

入価 入価・別債行争非者特国札非
 札格行札格第参市及入価・別債発競
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市行争
 行争額行争非者特国発競I加場入

図財
 る政
 た運
 め営
 のに
 公必
 債要
 のな
 発財
 行源
 のの
 特確
 例保
 にを

ハロイ

五

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債当込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るの その
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で
 入場も加、た価格國定特あ
 札特の者財後格競債め別つ
 発別にご務に競争市る参て
 行参よと大行争入場も加、
 一加るに臣わ入札特の者財
 と者発応がれ札發別にご務
 い・行募各の行参よと大
 う第へ限國入募一加るに臣
 〇II以度債入と者発応が
 非下額市札のい・行募各
 價一を場で決う第へ限國
 格國定特あ定一。I以度債
 競債め別つを及非下額市

七

ハ　ロ　イ
払

行 争 非 者 特 国 札 非 入 億 入 億 · 別 債 発 競 札 格 札 格 第 参 市 行 争 發 競 發 競 I 加 場 入 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 億 · 别 債 發 競 札 格 札 格 第 参 市 行 争 發 競 發 競 II 加 場	札 非 發 競 行 争 入
--	---	------------------------

二 五 三 万 二 千 百 十 五 兆 四 三 七 千 四 十 十 億 円 千 億 円 七 九 千 千 百 四 九 十 百 百 九 二 二 億 十 十 六 八 六 千 万 万 四 円 四 百 千 一	い に 関 国 財 て 基 す る 政 、 づ る た 運 額 き 法 め 営 面 発 律 の に 金 行 第 公 必 額 し 二 債 要 で た 条 の な 七 利 第 發 財 百 付 一 行 源 二 国 項 の の 十 債 の 特 確 億 に 規 例 保 円 つ 定 に を	い に 関 国 財 九 て 基 す る 政 百 、 づ る た 運 万 額 き 法 め 営 円 面 発 律 の に 金 行 第 公 必 額 し 二 債 要 で た 条 の な 三 利 第 發 財 千 付 一 行 源 四 国 項 の の 十 債 の 特 確 億 に 規 例 保 七 に 規 例 保 千 つ 定 に を	い に 関 国 財 十 て 基 す る 政 八 、 づ る た 運 億 額 き 法 め 営 円 面 発 律 の に 金 行 第 公 必 額 し 二 債 要 で た 条 の な 二 利 第 發 財 兆 付 一 行 源 四 国 項 の の 千 債 の 特 確 九 に 規 例 保 百 つ 定 に を
--	--	---	--

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八

二

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 値 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 値
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特 国
額 入 値 ・ 別 債
单 面 札 格 第 参 市
位 金 發 競 II 加 場

(一) 年
式 は ○
に 、 募 、
よ 払 入 一
り 込 決 パ
算 金 定 ト
出 額 の セ
し に 通 ン
た 加 知 ト
金 え を
額 、 受
を 次 け
第 の た
二 算 者

額 上 額 平 す 額 の 振 五 七
面 の 面 成 る の 記 替 万 百
金 そ 金 二 。 整 載 法 円 二
額 れ 額 十 数 又 の
百 ぞ 百 四 倍 は 規 億 五
円 れ 円 年 の 記 定
に の に 十 金 錄 に 百
つ 応 つ 二 額 は よ 四
き 募 き 月 に 、 る 万
百 値 百 十 よ 最 振 円
円 格 円 七 る 低 替
七 五 日 も 額 口
厘 厘 以 の 面 座
と 金 簿

十号に規定する期日におい
むものとする。期日に払い込

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二)

規下は期た期平
定、が金と成額けるがをじ額よに座も係
す次そ銀額し二)を控除する所又算合居行金百算い記と所得
る号の行を、十五年額分出ては又て税
期及翌休支次年額分出で税外しは者にへのしは又て税
日び営業日払のう算六月式月に十五年
に第業日う算六月式月に十五年
つ十日につ六に當だよ五日
い六に當だよ五日
て号支同に払たしり日
十五間支二十五
日間に期月
属に十すお五
$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六十五
償還期限の二期子以

平るい日毎成利てを年二子、支六十をそ払月六支の期十年払日と五十う以し日二。前、及月六各び十月支十五間支二十五日間に期月属に十すお五

十四初利利子

二十九十八七

払者入払元償
込札場利還
期參所金金
日加支額

平財日額
成務本面
二十大臣銀金行額
四年から百円につき
十二月通知を受けた者
十七日